

スーパープレミアム付チケット「食べ・乗り」取扱店募集要項

市では、新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けている飲食店、タクシー・運転代行業と、市民の方々の生活を支援するとともに、市内における消費を喚起し、地域経済の活性化を図ることを目的に、スーパープレミアム付チケット「食べ・乗り」の販売を行います。

1. チケットの発行概要

- | | |
|------------|---|
| (1) 名 称 | スーパープレミアム付チケット「食べ・乗り」 |
| (2) 購入対象者 | 市内在住者・在勤者・在学者 |
| (3) 販売総額 | 6千万円（発行額1億2千万円） |
| (4) 販売セット数 | 24,000セット |
| (5) 販売価格 | 1セット5,000円分（額面500円の券が10枚綴り）を半額の2,500円で販売 |
| (6) 購入上限 | 1人4セットまで |
| (7) 購入方法 | 9月30日（水）まで（必着）に往復はがきで応募し、販売期間中に購入。
応募は1人1回とし、応募者が多数の場合は抽選により当選を決定。 |
| (8) 販売期間 | 令和2年10月15日（木）から11月30日（月） |
| (9) 使用期間 | 令和2年10月15日（木）から令和3年2月28日（日） |
| (10) 換金期間 | 令和2年10月19日（月）から令和3年3月19日（金） |
| (11) 取扱店負担 | 負担なし |

2. 参加資格

- (1) 市内において「事業所」、「店舗等」を有する事業者であり、
 - ①店舗内に飲食スペースを有する飲食店
 - ②タクシー事業者
 - ③運転代行業者であること。
- (2) 飲食店は、食品衛生法第52条の規定による「飲食店営業許可」又は「喫茶店営業許可」があること。タクシー事業者は、道路運送法第3条第1号ハに規定する登録を受けていること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための適切な対策が取られていること。
- (4) 「とくしまスマートライフ宣言」を掲示していること。
- (5) 以下の対象とならないものに該当しないもの。

【対象とならないもの】

- ・テイクアウトやデリバリーのための営業を基本とする店舗。
（例えば、ベーカリー、コンビニ、持ち帰り弁当専門店、スーパー など）
- ・チェーン店などで実質的経営主体が市外に所在する本部等であるもの。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び第35条の2に規定する特定性風俗物品販売等営業を行うもの。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員の利益になる活動を行うもの。
- ・その他、鳴門市が指定するもの。

3. 申込方法

- (1) 「取扱店舗申込書」に必要事項を記入の上、商工政策課まで、持参、郵送、FAXまたはメールのいずれかの方法で申し込みください。
- (2) 申込期日は令和2年11月30日（月）まで。
- (3) 申し込みのあった店舗につきましては審査の上、取扱店舗として登録させていただきます。登録の可否は、後日ご連絡いたします。

4. 取扱店舗の遵守事項

取扱店舗は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者が使用期間中にチケットを持参したときは、チケット額面分の物品販売、サービスの提供を行う。
- (2) 取扱店舗は、配布された取扱店舗であることを示すポスターを利用者の見やすい場所に掲示すること。
- (3) 利用者から受け取ったチケットは、回収店名等を必ず押印又は記入すること。
- (4) 他店の押印等あるとき及びカラーコピーなどの不正使用の疑いがあるときは、そのチケットの受け取りを拒否するとともに速やかに、鳴門市まで申し出ること。
- (5) チケットの交換、譲渡、売買、再使用は禁止します。
- (6) チケットのお釣りは出さないこと。不足分は現金等で受取ること。
- (7) チケットと現金の交換はしないこと。
- (8) 他割引企画との併用不可やポイント加算対象外、チケット使用上限額などを定める場合は、あらかじめ利用者が認識できるよう、その旨を明示すること。
- (9) 使用期限を過ぎたチケットは無効となりますので受取らないこと。

使用期限：令和3年2月28日（日）

- (10) チケットを事業取引に使用することは禁止します。
- (11) 鳴門市又は本事業に関して調査等を行う時は、報告等の協力をすること。
- (12) 本事業へ参加していただくにあたっては、関係法令等を遵守するとともに、本事業の主旨を理解し、ルールに則り事業を行うこと。
- (13) チケットの盗難・紛失、滅失または偽造、模造に対して、発行者（鳴門市）は責任を負いません。
- (14) その他鳴門市からの指示に従うこと。

5. チケットの換金

- (1) 換金申込場所 鳴門市商工政策課
- (2) 換金期間 令和2年10月19日（月）から令和3年3月19日（金）の9時から17時
ただし、土日祝は除く。
なお、換金期間を過ぎた場合は一切対応できませんので、あらかじめご理解の上、期間内の現金化をお願いします。
- (3) 申込手続き 裏面に店名を記載した「チケット」及び「市指定の請求書」を提出してください。後日、指定の口座にお振り込みいたします。
チケットの紛失や破損された場合は、換金できない場合がありますのでご注意ください。

(4) 換金に要する費用 無料

6. その他

- (1) 取扱店舗につきましては、利用者に情報を提供するため店舗名・住所・電話番号など必要事項を公表いたします。
- (2) 取扱店募集要項の各事項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否、取扱店登録の取消及び損害金の請求を行うことがあります。
- (3) その他「取扱店募集要項」に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、市がその対応を決定します。

提出先・問合せ先

〒772-8501

鳴門市撫養町南浜字東浜170番

鳴門市役所 経済局 商工政策課・観光振興課

TEL (088) 684-1157

FAX (088) 684-1339

Mail shokoseisaku@city.naruto.i-tokushima.jp